

干害防備保安林	倉吉	志津	〇、三〇	志津
"	"	栗尾	一、一一	栗尾
"	東伯	大原	〇、六六	大原
"	東野	宮内	〇、〇四	宮内
"	大栄	大谷	〇、六五	大谷
"	"	東伯	〇、〇八	東伯
"	"	金屋	〇、〇五	金屋
"	"	杉地	〇、七八	杉地
"	"	野田	六、三四	野田
"	"	福水	一、六一	福水
"	倉敷	四角坂	三、四四	倉敷

鳥取県告示第二百八十一号
 森林法施行令の一部を改正する政令附則第五項の規定により都道府県知事が期日を定める場合の基準を定める省令(昭和三十七年農林省令第四十二号)第二項の規定により、昭和四十一年度における保安林の立木の皆伐による伐採につき森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十四条第一項の許可をすべき皆伐面積の限度を次のとおり公表する。
 昭和四十一年六月一日
 鳥取県知事 石 破 二 朗

保安林の種類	同一の単位とされる保安林の所在場所	皆伐面積の限度	単位
名	市 町 村 名 及 び 字 名	ha	区 域 名

水原かん養保安林	鳥取	鳥取	一、二〇	鳥取
土砂流出防備保安林	八頭	全町、河原、郡家	九〇、五七	岩美
"	"	岩美	五、八六	国府
"	"	国府	〇、三〇	福部
"	"	福部	五〇、五二	鳥取
"	"	鳥取	一、三六	鳥取
"	"	気高	〇、六八	青谷
"	"	青谷	一七、五六	鹿野
"	"	鹿野	四、二八	河原
"	"	河原	六、五七	郡家
"	"	郡家	三、〇四	長谷
干害防備保安林	鳥取	船岡	一、三三	鳥取
"	"	船岡	〇、四〇	鳥取
水原かん養保安林	鳥取	喜才谷山	七、七二	鳥取
土砂流出防備保安林	日野	明見谷東平	〇、六一	日野
"	"	明見谷東平	二、八五	日野
"	"	血見谷東平	一、四〇	日野
"	"	池ノ内下平	〇、六一	日野
干害防備保安林	鳥取	未用	二、四二	水谷
"	"	未用	四、九三	水谷

鳥取県告示第二百八十二号
 森林法施行令(昭和二十六年政令第二百七十六号)第四条の第三項及び森林法施行令の一部を改正する政令附則第五項の規定により都道府県知事が期日を定める場合の基準を定める省令(昭和三十七年農林省令第四十二号)第二項の規定により、昭和四十一年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十四条第一項の許可をすべき皆伐面積の限度を次のとおり公表する。
 昭和四十一年六月一日
 鳥取県知事 石 破 二 朗

保安林の種類 同一の単位とされる保安林の所在場所 皆伐面積の限度 単位 区域名
 水原かん養保安林 八頭郡のうち河原町及び郡家町を除く地域 八二八・八二 ha 八頭地区
 鳥取県告示第二百八十三号
 鳥取県税条例(昭和二十九年五月鳥取県条例第二十六号)第七十九条第四項の規定により、ゴルフ場に係る娯楽施設利用税の税率に係る等級を次のとおり定めたと告示する。
 昭和四十一年六月一日
 鳥取県知事 石 破 二 朗

ゴルフ場の施設名	等 級
鳥取ゴルフ場	五 級
三朝ゴルフ場	四 級
米子カントリークラブ	四 級